

令和4年度国家公務員倫理審査会政策評価実施計画

国家公務員倫理審査会決定

令和4年5月12日

国家公務員倫理審査会は、令和4年度に取り組むべき重要政策として評価の対象とする政策並びに当該政策ごとの政策目標及び具体的な取組内容等について、次のとおり決定する。

令和4年度国家公務員倫理審査会政策評価実施計画

1 職員の倫理意識のかん養、倫理的な組織風土・環境の構築及びこれらに係る国民や民間企業等からの理解の促進

《政策目標》

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する状況を踏まえ、倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進等に柔軟かつ効果的に取り組む。また、広い意味での倫理意識を高めるための工夫や新たな教材の検討・開発、今まで蓄積した教材の活用等を進める。
- (2) 相談・通報の活用促進などの倫理保持体制の一層の充実・強化を進める。
- (3) 公務員倫理に関する積極的な広報や国民の意見の把握等を通じて、国民や民間企業等の理解を促進する。

《具体的な取組内容》

- (1) 倫理研修の充実及び定期的・計画的な研修受講の促進
 - (2) 倫理研修・制度説明会、Web 有識者講演会の開催、各府省への研修講師の派遣（web 研修を含む）及び倫理月間における各種取組の実施（特に、幹部・管理職員に対する研修の強化を図る）
 - (3) e ラーニング教材を含む各種教材の制作・配布・活用
 - (4) 各府省等及び倫理審査会の相談・通報窓口に関する周知徹底
 - (5) より利用しやすく安心して相談・通報できる仕組み・環境の構築
 - (6) 国民、経済団体、民間企業等に対する積極的な広報活動及び広報活動の具体例の各府省への共有、国民各層の国家公務員の倫理感に対する意見の把握
- ※ (1)から(3)までの取組において、職員の役職段階や府省ごとの倫理保持に係る課題や問題意識に即して、自分事として倫理保持の問題を捉え、具体的な行動へと結び付けることにつながるような内容の工夫を行う。

【測定指標】

- (1) 職員を対象とするアンケートの結果において、過去3年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合 95%以上
- (2) 職員を対象とするアンケートの結果において、各府省等又は倫理審査会の相談・通報窓口を知っていたとする職員の割合 90%以上

- (3) 職員を対象とするアンケートの結果において、倫理法等違反の疑いを見聞きした場合に相談・通報しようとする職員の割合 90%以上
- (4) 倫理審査会事務局が直接実施又は講師を派遣する研修における受講生の満足度及び理解度の割合 85%以上

【参考指標】

- (1) 職員を対象とするアンケートの結果において、過去1年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合
- (2) 倫理に関するWeb講演会視聴者へのアンケート結果における講演内容の理解度・満足度
- (3) 職員を対象とするアンケートの結果において、倫理感を高めるために効果的との回答が多かった取組や研修の方法
- (4) 職員を対象とするアンケートの結果における職場での相談、内部又は外部通報を躊躇する背景・要因
- (5) 国民又は職員を対象とするアンケートの結果において、国家公務員又は職員自身の所属府省等の倫理感が高い／低いと評価する割合

2 不祥事への厳正かつ迅速な対応

《政策目標》

違反事案に対し各府省が実施する調査・懲戒手続への指導・助言等を行い、厳正かつ迅速な対応の確保に取り組む。

《具体的な取組内容》

- (1) 各府省に対して調査ノウハウ、調査及び懲戒手続の留意点、懲戒処分事例等の提供、さらに各府省が実施する調査及び懲戒手続並びに適切な再発防止策の策定への指導・助言
- (2) 各府省の担当者を対象とする会議・説明会等において、具体的な事例、再発防止策等の共有

【測定指標】

- ・ 全事案件数に占める90日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合90%以上（他律的事由により当該期間が90日を超えたものを除く。）

【参考指標】

- 違反事案の件数
- 違反事案の処分等者数